

【資料4】

第8次熊本県保健医療計画（宇城保健医療圏域編）の評価方法（案）

【背景】

- ・第7次計画までは圏域単位の地域計画を策定し、目標を定め宇城地域保健医療推進協議会にて進捗管理を行ってきた。
- ・第8次計画では地域計画は策定せず、圏域編として県の本体計画に統合し、県計画と一体的に取組を進めていくこととした。

	第7次宇城地域保健医療計画	第8次熊本県保健医療計画 (宇城保健医療圏域編)
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所から各関係機関・団体に各年度の主な取組みについて照会を行い、それを一覧表に整理し、当協議会の資料とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体に保健所から取組内容・課題等を照会し、当協議会の資料として作成する。</li> <li>・なお、関係会議において取組内容・課題等を協議する項目は、関係会議の協議会資料を用いて作成する。</li> </ul>
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画と宇城地域計画で、それぞれに評価指標を設定し施策を推進してきた。</li> <li>・宇城地域においては、第7次の計画に関係機関・団体の具体的な取組みを記載しており、毎年度、関係機関・団体に主な取組みを照会し、宇城地域保健医療推進協議会において評価してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域計画は県計画と一体的に進めていくことから、圏域編では評価指標を定めておらず、取組の方向性のみを記載している。</li> <li>・このことから宇城地域では、宇城地域保健医療推進協議会において圏域編の項目ごとに関係機関・団体の取組内容及び成果を確認し、次年度以降の取組（案）について協議を行う。 ※「資料6」のとおり</li> <li>・併せて、県計画及び宇城圏域編の指標に係る取組状況についても報告していく。 ※「資料7」のとおり</li> </ul>

※県全体計画の取組状況についても、宇城地域保健医療推進協議会で報告していく